

三世代すまいる支援

世代間の支え合いや、地域コミュニティの維持・空き家の発生抑制を目的として、三世代で同居するため市内に住宅を新築する子世帯に工事費の一部を補助します。

問合せ先 建築課 ☎ 32-1418

📌 定義

- 三世代：親、子、孫のこと
- 親が属する世帯を「親世帯」、子と孫が属する世帯を「子世帯」とする
- 同居：子世帯が、親世帯の居住する敷地に居住すること
または、子世帯が、親世帯の居住する敷地に隣居すること
「二世帯住宅」、「敷地内別居」など
- 住宅：一戸建ての住宅のこと

👤 対象者

- 次のすべてを満たす方
- ・子世帯は、小学生以下の子どもと居住していること
 - ・親世帯は、3年以上継続して市内の現住所に居住しており、今後も居住し続けること
 - ・親世帯の居住する住宅は、親世帯が所有していること
 - ・子世帯および親世帯に市税の滞納がないこと
- など

🏠 対象建物

- 次のすべてを満たす住宅
- ・子世帯の名義で所有権保存登記し、子世帯が同居すること
 - ・床面積の合計が40㎡以上であること
 - ・関係法令に基づき適正に新築すること
- など

¥ 補助額

50万円



📅 スケジュール

認定申請開始日… 7月1日(金)

相談は現在受付中です！
詳しくは建築課まで

✍️ 申請方法

- ① **工事着手前**に、建築課に相談の上、認定申請を行う
- ② **工事と、所有権保存登記または住民票異動完了後**に、交付申請兼完了報告を行う

※令和4年4月1日(金)から6月30日(木)までの間に、工事着手から所有権保存登記までまたは住民票異動までのいずれかが完了した場合、補助対象となることがあります

詳しくはこちら



広報いなざわ

令和4年(2022年)
5月号 No.1210

編集・発行 愛知県稲沢市 市長公室 秘書広報課
〒492-8269 稲沢市稲府町1
開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

☎ 0587-32-1111 (代表) FAX 0587-23-1489
Eメール inazawa@city.inazawa.aichi.jp
ホームページ http://www.city.inazawa.aichi.jp/

